

第 1 回 鬼怒川・小貝川河川整備計画関係県会議

1. 開会

< 規約等の確認 >

○河川調査官

皆様、本日は大変お忙しい中、ご出席を賜り、誠にありがとうございます。

定刻となりましたので、ただいまより「鬼怒川・小貝川河川整備計画関係県会議」を開催させていただきます。

私は、本日の進行を務めさせていただきます、関東地方整備局河川調査官の高橋でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、お手元に配布しております資料のご確認をさせていただきます。

まず、資料目録、議事次第、名簿、座席表、資料 1 「鬼怒川・小貝川河川整備計画関係県会議（仮称）」の設置について、資料 2 として鬼怒川・小貝川河川整備計画関係県会議規約（案）となっています。

以上が本日前半部分の資料ですが、配布漏れ等がございましたらお知らせいただきたいと思います。よろしいでしょうか。

それでは、開会に当たりまして、国土交通省関東地方整備局河川部長光成よりご挨拶申し上げます。

○河川部長

本日は、ご多忙の中「鬼怒川・小貝川河川整備計画関係県会議」にご出席いただきありがとうございます。

まずは、我々から「会議の設置について」、「規約（案）」についてお諮りさせていただきます。

その後、本会議場にご移動いただき、ご了解いただいた規約に基づきまして、今後の会議を公開とし改めて挨拶をさせていただき、本日の議題であります「鬼怒川河川整備計画の目標について」、「当面の進め方」についてお示しさせていただきます。

皆様には、貴重なお時間を頂戴いたしますが、本日は、どうぞよろしくお願いいたします。

○河川調査官

最初に本会議の規約についてお諮りさせていただきたいと思います。それでは説明をお願いします。

○河川計画課長

河川計画課長の出口でございます。よろしくお願いいたします。

規約について、ご説明をさせていただきます。

右上に資料1とある資料をお手元にご用意ください。規約（案）について、読み上げさせていただきます。

鬼怒川・小貝川河川整備計画関係県会議規約（案）。名称、第1条 本会は、「鬼怒川・小貝川河川整備計画関係県会議」（以下「会議」という。）と称する。目的、第2条 会議は、「利根川水系鬼怒川河川整備計画」及び「利根川水系小貝川河川整備計画」の策定主体である国土交通省関東地方整備局長が、河川法第16条の2第5項に基づく関係県知事の意見聴取に先立ち、関東地方整備局と関係県において、相互の立場を理解しつつ河川整備計画に係る検討内容の認識を深めることを目的とする。組織、第3条 会議は、別紙で構成される。2 関東地方整備局は、会議を招集し議題の提案を行うとともに、河川整備計画に係る検討内容の説明を行う。3 関係県は会議において関東地方整備局が示した内容に対する見解を述べる。4 関係県は、会議の開催を関東地方整備局に要請することができる。情報公開、第4条 会議は、原則として公開とし、会議の公開方法については会議で定める。事務局、第5条 会議の事務局は、国土交通省関東地方整備局河川部に置く。2 事務局は、会議の運営に関して必要な事務を処理する。規約の改定、第6条 この規約を改定する必要があると認められるときは、会議で協議する。その他、第7条 この規約に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会議で協議する。最後は附則でございます。

以上です。

○河川調査官

ただいま説明させていただきました「鬼怒川・小貝川河川整備計画関係県会議規約（案）」についてご意義ありますでしょうか。

(「なし」の声あり)

○河川調査官

よろしいでしょうか。それでは、異議なしということで、規約につきましては原文どおりで、(案)をとることとさせていただきます。

それでは、ご了解いただいた規約に沿って運営することといたします。

ただいま定めました規約に基づき、以後の会議は公開とさせていただきます。

10時05分から5階の共用中会議室503に移動して再会させていただきたいとお思いますので、よろしくお願いいたします。

<会場を移動し再開>

○河川調査官

皆様、本日は大変お忙しい中、ご出席を賜り、誠にありがとうございます。

先ほど、構成員の皆様と規約について定めましたので、引き続き、鬼怒川・小貝川河川整備計画関係県会議の議事を進行したいと思います。

私は、本日の進行を務めさせていただきます、関東地方整備局河川部河川調査官の高橋でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

記者発表の際に会議の公開をお知らせしましたが、カメラ撮りにつきましては冒頭の挨拶までとさせていただきますので、よろしくお願いします。

それでは、お手元に配付しております資料の確認をさせていただきます。

まず、資料目録、次に議事次第、名簿、座席表。資料1として、「鬼怒川・小貝川河川整備計画関係県会議（仮称）」の設置について、資料2として、鬼怒川・小貝川河川整備計画関係県会議規約、資料3として、鬼怒川河川整備計画の目標（案）について、資料4として、当面の進め方。それから、参考資料1として、鬼怒川における新たな流出計算モデルについて、参考資料2として、社会資本整備審議会の答申(案)ということになります。

続きまして、本日の出席のご紹介をさせていただきます。

茨城県土木部長代理、技監兼河川課長、大江幹夫様。

○茨城県土木部河川課技監兼河川課長

よろしくお願いします。

○河川調査官

栃木県県土整備部長代理、次長、見目正明様。

○栃木県県土整備部次長

よろしくお願いします。

○河川調査官

続きまして、関東地方整備局でございますが、河川部長、光成でございます。

○河川部長

よろしくお願いします。

○河川調査官

河川計画課長、出口。

○河川計画課長

出口でございます。よろしくお願いいたします。

○河川調査官

河川管理課長、矢作。

○河川管理課長

矢作です。よろしくお願いします。

○河川調査官

水災害予報センター長、津久井。

○水災害予報センター長

津久井でございます。よろしくお願いいたします。

○河川調査官

下館河川事務所長、伊藤。

○下館河川事務所長

伊藤でございます。よろしくお願いいたします。

○河川調査官

鬼怒川ダム統合管理事務所長、田畑でございます。

○鬼怒川ダム統合管理事務所長

田畑です。よろしくお願いいたします。

○河川調査官

最後になりますが、私、河川調査官の高橋でございます。よろしくお願いいたします。

取材及び一般傍聴の皆様には、お配りしております、「取材または傍聴にあたっての注意事項」に沿って、適切に取材及び傍聴され、議事の進行にご協力いただきますよう、よろしくお願いいたします。

2. 挨拶

○河川調査官

それでは、開会に当たりまして、河川部長光成よりご挨拶を申し上げます。

○河川部長

おはようございます。河川部長の光成でございます。

本日は、ご多忙の中、「第1回鬼怒川・小貝川河川整備計画関係県会議」にご出席いただきありがとうございます。

この鬼怒川・小貝川では平成18年に利根川水系河川整備基本方針が定められ、その後、

今後20年から30年間の具体的な河川の整備内容を定める河川整備計画の策定に向けた検討を進めてきたところです。

こうした中、鬼怒川では平成27年9月関東・東北豪雨により、1箇所 の堤防決壊、7箇所 の溢水などにより多くの家屋浸水被害が発生いたしました。

また、避難の遅れによる多数の孤立者が発生し、常総市内では2名の方がお亡くなりになりました。会議に先立ちまして、お亡くなりになりました方々へのご冥福をお祈り申し上げるとともに、被災された方々へ心からお見舞い申し上げます。

私ども、国土交通省関東地方整備局では、利根川水系鬼怒川、小貝川の河川整備計画策定に向けて本格的に検討を進めることとし、河川法第16条の2第5項に基づく関係県知事の意見聴取に先立ち、河川整備計画の策定主体である関東地方整備局と関係県において、双方の立場を理解しつつ河川整備計画に係る検討内容の認識を深めるために、新たに「鬼怒川・小貝川河川整備計画関係県会議」を設置することといたしました。

本日は、今般の鬼怒川の洪水被害を受け、「鬼怒川河川整備計画の目標について」と、「当面の進め方」についてお示しいたします。

皆様には貴重なお時間を頂戴いたしますが、本日はどうぞよろしくお願いいたします。

○河川調査官

誠に申し訳ございませんが、カメラ撮りにつきましてはここまでとさせていただきますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

(カメラ退室)

○河川調査官

それでは、議事次第に従いまして、議事を進めたいと思います。

議事次第4、鬼怒川河川整備計画の目標（案）について、5、当面の進め方について、一括して説明をいたします。

4. 鬼怒川河川整備計画の目標（案）について

○河川計画課長

河川計画課長の出口でございます。よろしくお願いいたします。

座って説明をさせていただきます。

それでは、鬼怒川の河川整備計画の目標について、説明をさせていただきます。

資料3をお手元にご用意ください。

1枚めくっていただきまして、1ページをご覧ください。

鬼怒川氾濫による被災状況でございます。鬼怒川下流域における一般被害の状況は、左の表に記載をしているとおりでございますが、宅地及び公共施設等の浸水が概ね解消するまでに10日間を要してございます。また、避難の遅れなどにより、多くの住民が孤立し、約4,300人が救助をされているという状況でございます。

続いて、2ページをご覧ください。

流下能力を上回る洪水となり、7箇所で溢水、常総市三坂町地先で堤防が9月10日の12時50分に決壊しました。この他、漏水や堤防・河岸の洗掘等、鬼怒川全体では97箇所が被災をしてございます。

続いて、3ページをご覧ください。

常総市三坂町地先における堤防決壊等に伴う氾濫により、常総市の約1/3の面積に相当する約40km²が浸水し、常総市役所も一時孤立する状況となりました。

続いて、4ページをご覧ください。

鬼怒川河川整備計画の目標（案）についてでございます。いわゆる直轄管理区間の河川整備計画においては、再度災害の防止という観点から、戦後最大洪水を目標としていることが多い状況でございます。鬼怒川においては、河川整備計画の目標を基準地点石井において、既往最大洪水となった平成27年9月洪水と同規模の6,600m³/sとし、このうち、河川整備において対象とする流量は4,600m³/sとするものでございます。この6,600m³/sを流量確率で評価いたしますと、年超過確率1/40～50となります。流量確率につきましては、新たに構築した流出計算モデルを用いておりまして、その内容については後ほど説明をさせていただきます。

続いて、5ページをご覧ください。

参考資料になりますが、10月に国土交通省の社会資本整備審議会の大規模氾濫に対する減災のための治水対策検討小委員会で示された資料でございます。全国の国管理区間の河川整備基本方針の安全度と、河川整備計画の安全度の関係を整理したグラフになってございます。赤は、利根川や荒川など、1/200河川、オレンジは、相模川などの1/150河川、

緑は、鬼怒川や小貝川などの1/100河川で、これまでに河川整備計画が策定されている94水系を対象としまして、中期的な河川整備によって達成される治水安全度をまとめたデータとなっております。緑色の1/100河川でございますが、1/100で整備計画を策定しているものから1/30まで幅がございますが、1/40から1/50が約半数を占めているというのが実態となっております。

以上を踏まえまして、鬼怒川河川整備計画の目標とする流量は、今回洪水の被害状況、再度災害防止の観点から、今回洪水規模を目標として設定したいと思います。

関連して、参考資料1をお手元にご用意ください。

鬼怒川における新たな流出計算モデルについてでございます。

1枚めくっていただいて、1ページをご覧ください。

鬼怒川においては、既往最大洪水となった平成27年9月洪水を踏まえて、新たな流出計算モデルを構築することとし、このモデルを河川整備計画の検討に用いることとしました。

なお、この新たな流出計算モデルは日本学術会議に審議を依頼し、評価を受けた「利根川の基本高水の検証について」と同様の手法で構築しているものでございます。

新たな流出計算モデルの構築の流れでございますが、まず、流域分割としまして、鬼怒川流域を10の小流域と9の河道に分割します。

次に、流域定数の設定として、近年の比較的大きい19洪水の観測成果を用いて分割した10流域の流出の特性を示す流域定数を設定します。また、旧河道についても河道の貯留等の特性を示す河道定数を設定します。設定した定数をもとに流出計算を実施し、既往洪水の再現性を確認して流出計算を構築する流れとなっております。

2ページ、3ページをご覧くださいますと、平成14年7月洪水と平成27年9月洪水の再現性についてお示ししてございます。ダムの実績観測値と流域の実績雨量を用いて流出計算を実施したところ、どちらの洪水においても再現性について確認をすることができ、この流出計算モデルを用いて、河川整備計画の目標流量の年超過確率の評価を行うこととしてございます。

参考資料1の説明は以上でございます。

5. 当面の進め方について

○河川計画課長

続いて、当面の進め方についてご説明をさせていただきます。

資料4をお手元にご用意ください。

当面の進め方でございますが、12月4日に「第6回鬼怒川・小貝川有識者会議」を開催し、本日この会議でお示しさせていただきました鬼怒川河川整備計画の目標（案）について意見をお聞きします。

当面の進め方については以上となりますが、今後の河川整備計画策定に向けて関連する取り組みをご紹介します。

参考資料2をご覧ください。

本資料は、今回の鬼怒川等の大規模な水害を踏まえ、平成27年10月に国土交通大臣から社会資本整備審議会会長に対して、「大規模氾濫に対する減災のための治水対策のあり方について」が諮問され、社会資本整備審議会河川分科会、大規模氾濫に対する減災のための治水対策検討小委員会が設置されてございます。

その後、計2回の小委員会が開催されておりまして、11月30日に大規模氾濫に対する減災のために「速やかに実施すべき対策」及び「速やかに検討に着手し、早期に実現を図るべき対策」を具体的に提示し、答申（案）がとりまとめられてございます。

資料の最後のページをご覧くださいと、答申（案）の概要についてカラーの一枚ものでまとめた資料がございますのでご覧ください。一番上の箱書きでございますが、鬼怒川の水害の特徴をまとめておりまして、長期間の浸水、家屋の倒壊、多数の孤立者といったことが記載されてございます。その上で、対応すべき課題として大きく4項目がございまして、一番右側には従来型のハード対策のみでの減災への対応の限界が示されてございます。これを受けまして、対策の基本方針を掲げており、具体の対策として「速やかに実施すべき対策」として4項目、「速やかに検討に着手し、早期に実現を図るべき対策」を5項目示してございます。この答申（案）も踏まえまして、鬼怒川河川整備計画策定に向けた検討を進めてまいりたいと考えてございます。長くなりましたが、資料の説明は以上でございます。

○河川調査官

ありがとうございます。私どもが用意しました資料につきましては以上となります。それでは、お示しした内容につきまして何かございましたら挙手の上、マイクのスイッチを押していただきまして、所属とお名前の後にご発言いただければと思います。よろしく

お願いいたします。

では、茨城県さん、お願いします。

○茨城県土木部河川課技監兼河川課長

茨城県河川課の大江でございます。ご説明ありがとうございました。

今回、説明の中について、若干意見を述べさせていただきたいと思います。

本県を流れます鬼怒川につきましては、河川整備が遅れているという状況の中で、今年の9月の関東・東北豪雨において流下能力を上回る洪水が発生したということで、鬼怒川の堤防の決壊や溢水などによりまして、人的被害のほか多くの家屋が浸水被害にあうなど、甚大な被害が発生したところでございます。

このため、先ほどご説明がありました今回整備の目標とします流量につきましては、今回の豪雨による洪水流量と同規模の流量とすることは、再度の災害防止の観点から妥当であると考えております。

さらに、今後につきましては、早急に河川整備計画を作成していただき、河川激甚災害対策特別緊急事業などによりまして、緊急的、集中的に、河川整備を行っていただき、治水安全度の向上に取り組んでいただくようお願いしたいと思います。

以上でございます。

○河川調査官

ありがとうございました。栃木県さんお願いします。

○栃木県県土整備部次長

栃木県県土整備部次長の見目でございます。

まず、9月の関東豪雨の際には鬼怒川上流の4ダムの洪水調節によって、幸いにも栃木県内の鬼怒川においては溢水被害が生じずにすみしました。大変感謝申し上げます。

これはまさしく、ダムのストック効果だと感じております。今回提示されました鬼怒川の栃木県内の基準点石井地点の流量については、観測史上最大ということで、9月の出水規模を対象とした流量ですので目標については異存ございません。

また、今後の進め方についても、専門家からなる有識者の会議を開催するというので、特に異存はございません。早急な整備をよろしく申し上げます。

○河川調査官

ありがとうございました。そのほか、御発言はよろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

○河川調査官

私のほうから何点かご返答させていただきたいと思います。

まず、鬼怒川の河川整備の目標とする流量についてご発言をいただきました。

平成27年度9月洪水の規模としまして、基準点の石井地点、4,600m³/sとすることにつきましては、洪水の甚大な被害を踏まえまして再度の災害防止の観点から妥当ということと、異存はないということでご発言をいただきました。

また、鬼怒川上流の4ダムのストック効果についてご発言をいただきました。

引き続き、洪水等の際に必要な機能が発揮されますよう維持管理を行うとともに、治水施設のストック効果についても今後行ってまいりたいと考えてございます。

当面の進め方でございますが、こちらにつきましても特に異存はございませんでしたので、今後専門家からなる有識者会議で意見を伺った上で、河川整備計画の検討を進めてまいりたいと考えてございます。

さらに、河川整備計画を早急に策定し、いわゆる激特などによって、緊急的、集中的という河川整備を進めることについてもご発言いただきました。激特事業につきましては現在検討を進めておるところでございますので、引き続きその検討を進めてまいりたいと思っております。

鬼怒川整備計画につきましては早急に策定すべく、今後とも関係県の皆様と、双方の立場を理解しながら検討内容について認識を深めていくこととしたいと考えてございますので、引き続きよろしくお願い申し上げたいと思っております。

本日は、貴重なご意見をいただきましてありがとうございます。

そのほか、よろしいですか。

(「なし」の声あり)

6. 閉会

○河川調査官

それでは、これをもちまして「鬼怒川・小貝川の河川整備計画関係県会議」を閉会させていただきます。

本日は、誠にありがとうございました。

— 了 —